

料金

料金には3つの種類があります。

料金は①「交替運転者配置料金」、②「深夜早朝運行料金」、③「特殊車両割増料金」の3つです。

〈料金の取り扱い〉

料金の種類は届出の対象とし、金額は各事業者で自由に設定できます。(交替運転者配置料金は金額が公示されています。)

① 交替運転者配置料金

交替運転者を配置する場合に適用されます。
(具体的には、時間制運賃およびキロ制運賃の運賃単価の人件費相当額です。)
交替運転者配置料金は上限額及び下限額の範囲内で適用されます。

② 深夜早朝運行料金

深夜22時～翌朝5時の間に点検等の時間及び走行する時間が含まれる場合は、その時間に対して適用されます。

③ 特殊車両割増料金

事業者の創意工夫による新しい車両の導入を図るための料金です。標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両で、(特殊設備車両購入価格÷座席数) > (標準的車両購入価格÷座席数) が70%以上高額の場合にのみ適用されます。

料 金		上限額	下限額
交替運転者 配置 料金	キロ制料金 (1km 当たり)	40円	30円
	時間制料金 (1時間 当たり)	3,080円	2,130円
深夜早朝運行料金		時間制運賃及び 交替運転者配置料金 (時間制料金)の2割以内	
特殊車両割増料金		運賃の5割以内	

実費

運賃・料金以外は「実費」となります。

利用者の求めにより運賃・料金以外の経費が発生した場合は、その実費を負担していただきます。

例、ガイド料・有料道路利用料・駐車料・乗務員宿泊料など

旅行業者など運送申込者に交付する「運送引受書」に運賃・料金や実費の内容を記載します。

貸切バス事業者に対する 行政処分等の基準

貸切バスの運賃・料金は国土交通省への届出が必要です。
届出を行わない場合や届出の範囲を逸脱した場合は、法令に基づき行政処分等が行われます。

道路運送法第9条の2第1項

(運賃・料金事前届出、運賃・料金変更事前届出違反)

初違反：20日車の車両使用停止

再違反：40日車の車両使用停止

道路運送法第10条

(運賃又は料金の割り戻しの禁止違反)

初違反：20日車の車両使用停止

再違反：40日車の車両使用停止